

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加申請時において次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく上三川町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、上三川町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 上三川町建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

2 競争入札参加手続

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

① 参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）
- ・参加申請書の指定様式は、ホームページからダウンロードする。

ホームページ <http://www.takao-sekkei.jp>

② 参加申請書受付方法

- ・申請書は郵送、宅配便又は持参による。

③ 参加申請書受付場所

- ・〒329-0611 河内郡上三川町上三川5095
学校法人 木村学園 行

- (2) 参加申請書受付日に参加申請書を提出した者は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

3 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等に対する質疑がある場合は、指定した期日までに質疑書により提出する（電子メールによる）こと。提出方法等について別途入札公告に定めがある場合はこれによる。
なお、質疑のない場合でも「質疑なし」として、必ず質疑書を提出すること。
 - ・回答は指定した期日に書面（電子メール）をもって行う。
 - ・質疑書の指定様式は、ホームページからダウンロードする。

4 現場説明会：行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによる。
- (3) 宛先は、上三川郵便局留 学校法人 木村学園 行とする。
- (4) 入札書は、指定様式を使用すること。
- (5) 郵送する封筒は、郵便入札用の指定封筒を使用すること。
なお、郵便入札用封筒については、ホームページの「郵便入札用封筒の作成方法」を参照すること。
- (6) 入札書は指定された提出期限日までに必着するよう送付すること。
- (7) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、上三川町建設工事等執行規則（昭和60年規則第3号）及び上三川町財務規則（平成10年規則第16号）等関係法令等を遵守すること。
- (8) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 提出した入札の引換え、又は変更は認めない。
- (11) 入札回数は1回とする。
- (12) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

6 開札の立会

- (1) 開札の立会人は、入札参加者のうち、各社1名ずつを立会人とし選任する。
- (2) 選任された立会人には、立会人選任通知書を指定した期日に通知（FAX）する。
- (3) 立会人は、入札当日、立会人署名書に署名捺印後、開札の立ち会いを行う。
- (4) 代理人が立ち会う場合は、選任された立会人からの立会人委任状を提出する。
・立会人委任状の指定様式は、ホームページからダウンロードする。

7 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
・工事費内訳書の指定様式は、ホームページからダウンロードする。
- (2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に同封すること。
 - ① 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
 - ② 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

8 入札保証金：免除

9 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

10 入札参加資格確認手続き

(1) 開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 確認書類

- ・事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ・事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書類

② 確認書類の交付

- ・確認書類の指定様式は、ホームページからダウンロードする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求められた日から起算して2日以内とする。

② 提出場所：河内郡上三川町上三川5095 学校法人 木村学園

③ 提出方法

- ・持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日から起算して2日以内に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、(3)の通知を受けた日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

11 請負契約書作成：要する。

12 入札の執行中止等

(1) 不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。

(2) (1)において、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

13 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 一つの封筒に2枚以上の入札書を入れた入札。
- ② 一般書留郵便、簡易書留郵便以外で郵送された入札。
- ③ 指定された封筒以外の封筒を使用した入札。
- ④ 入札書又は工事費内訳書以外のものを同封した入札。
- ⑤ 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札で、工事費内訳書が同封されていない入札。
- ⑥ 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札。
- ⑦ 封筒に記載された案件名と入札書又は工事費内訳書の案件名が異なる入札。
- ⑧ 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札。
- ⑨ 入札書の内容を訂正した入札。

- ⑩ 代表者の記名押印がない入札。
 - ⑪ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - ⑫ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) (1)の⑪に該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、1の資格要件及び入札公告に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、事後審査を実施し、参加資格が認められたのち、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

15 支払い条件

- (1) 前金払：請求できる。
- (2) 中間前金払：請求できない。
- (3) 部分払：請求できない。
- (4) (1)から(3)までにおいて、上三川町建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第36条又は第38条（債務負担行為又は継続費による工事の場合は、第41条又は第42条）の規定に基づくものであること。

16 配置技術者

- (1) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。
- (3) 参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

17 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。
- (2) 現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。
ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

18 最低制限価格の算定基準は、下記のとおりとする。

- ① 直接工事費の95%
- ② 共通仮設費の100%
- ③ 現場管理費の80%
- ④ 一般管理費の55%

上記①～④の合計（1万円未満の端数は切り捨て）

ただし、合計額は工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合は10分の8を乗じて得た額とする。（1万円未満の端数は切り捨て）